国立大学法人東京外国語大学における教育組織の編制に関する規程

「平成24年3月27日」 規則第68号

改正 平成 24 年 12 月 25 日規則第 132 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 52 号 平成 31 年 3 月 19 日規則第 43 号 令和 6 年 1 月 23 日規則第 1 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 54 号平成 29 年 3 月 21 日規則第 23 号令和 4 年 12 月 12 日規則第 112 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部(以下「学部」という。)、大学院総合国際学研究科(以下「研究科」という。)並びに留学生日本語教育センター(以下「センター」という。)の教育組織の編制その他必要な事項を定めるものとする。

(学部の教育組織)

- 第2条 学部の教育組織の編制に当たっては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 学部には、その教育上の目的を達成するため、学部の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。
 - (2) 学部は、学部の教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように、別表1に定める組織が主となり教育組織を編制するものとする。

(研究科の教育組織)

- 第3条 研究科の教育組織の編制に当たっては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 研究科には、その教育上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。
 - (2) 研究科は、専攻の教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように、別表2に定める組織が主となり教育組織を編制するものとする。

(センターの教育組織)

- 第4条 センターの教育組織の編成に当たっては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) センターには、その教育上の目的を達成するため、必要な教員を置くものとする。
 - (2) センターは、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように、別表3に定める組織が主となり教育組織を編制するものとする。

(学部、研究科及びセンターの教育)

- 第 5 条 学部、研究科及びセンターの教育は、原則として、大学院総合国際学研究院並び に大学院国際日本学研究院の教員がこれを担当するものとし、次条に規定する部局等の 教員がこれを兼ねるものとする。
- 2 研究科においては、各専攻の専任教員は、研究科長が必要と認めた場合は、国立大学法人東京外国語大学大学院学則(令和4年4月30日制定)第27条第1項に定める主要授業科目を他専攻においても担当することができるものとする。

(兼担部局等)

- 第6条 別表4の左欄に掲げる学部、研究科及びセンターの教育上の兼担部局等は、同表 の右欄に掲げる部局等とする。
- 2 別表 5 に定める、連携機関の客員教授又は客員准教授は、第 3 条第 2 号別表 2 に定める総合国際学研究院の教員と連携して教育を行う。

附則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学外国語学部・大学院総合国際学研究科・大学院総合国際学研究院教員組織の編制等に関する規程は、廃止するものとし、外国語学部に置く 教員組織の編成は、従前のとおりとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附即

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2号の規定にかかわらず、平成28年3月31日に博士前期課程 に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、博士前期課程に置く教育組織の 編制は、従前のとおりとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第3条第2号に規定する別表2中博士後期課程「世界言語社会専攻」及び「国際日本専攻」に係る規定については、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、平成31年3月31日に言語文化学部 に在学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、言語文化学部の教育組織の編成 は、なお従前のとおりとする。
- 3 改正後の第3条第2号の規定にかかわらず、平成30年3月31日に博士後期課程 に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、博士後期課程の教育組織の編成 は、なお従前のとおりとする。

附則

この規程は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

学部の教育組織の編制

(1) 言語文化学部

学部	主となる組織
言語文化学部	総合国際学研究院 (言語文化部門)
国際社会学部	総合国際学研究院(国際社会部門)
国際日本学部	国際日本学研究院

別表2 (第3条関係)

研究科の教育組織の編制

課程	専攻	主となる組織
博士前期課程	世界言語社会専攻	総合国際学研究院
	国際日本専攻	国際日本学研究院
博士後期課程	世界言語社会専攻	総合国際学研究院
	国際日本専攻	国際日本学研究院
	共同サステイナビリティ研究専攻	総合国際学研究院

別表3 (第4条関係)

センターの教育組織の編制

主となる組織	
国際日本学研究院	

別表4 (第6条関係)

教育上の兼担部局等

学部・研究科・センター	教育上の兼担部局等
学部	世界言語社会教育センター
研究科	アジア・アフリカ言語文化研究所
	世界言語社会教育センター
センター	世界言語社会教育センター

別表5 (第6条関係)

連携機関

日本銀行金融研究所